

## 理由

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い外国貿易船の積荷等に関する事項の入港前の報告に係る手続等を定めるほか、特惠受益国についてブルガリア及びルーマニアの除外等を行う必要があるからである。